

香川県立保健医療大学臨地教授等の称号の授与に関する規程

平成16年4月2日

(目的)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学（以下「本学」という。）における臨地教育に協力する学外の医療機関等の優れた臨地実習指導者に対する称号の授与等に関し必要な事項を定め、もって臨地教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号の種類)

第2条 称号の種類は、臨地教授、臨地准教授及び臨地講師（以下「臨地教授等」という。）とする。

(称号の授与の対象者)

第3条 称号は、臨地実習等の指導に協力する医療機関等（以下「実習等協力機関」という。）において臨地実習の指導にあたる者に授与する。

(選考手続)

第4条 臨地教授等の選考は、所属の学科長の推薦により、教授会の議を経て、学長が行う。

(選考基準)

第5条 各学科における臨地教授等として選考できる者は、実習等協力機関における豊富な臨地経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有する実習指導者で、次の各号のすべてに該当する者とする。

称号	付与条件
臨地教授	(1) 各関連領域の経験が20年以上であって、かつ実習指導者として経験を有する者またはこれに準ずる者 (2) 各専門領域について優れた知識及び経験を有し、かつ教育に熱意を有する者 (3) 3年課程以上の教育機関における教育経験がある者若しくはこれに準ずる能力があると認められる者 (4) 実習等協力機関において常勤である者 (5) 厚生労働省、看護協会の実習指導者講習会修了者、認定看護師、細胞検査士、学会認定専門医など公的機関又は団体による認定資格ないしそれと同等の能力を有していること。
臨地准教授	(1) 各関連領域の経験が15年以上であって、かつ実習指導者として経験を有する者またはこれに準ずる者 (2) 各専門領域について優れた知識及び経験を有し、かつ教育に熱意を有する者 (3) 3年課程以上の教育機関における教育経験がある者若しくはこれに準ずる能力があると認められる者 (4) 実習等協力機関において常勤である者 (5) 厚生労働省、看護協会の実習指導者講習会修了者、認定看護師、細胞検査士、学会認定専門医など公的機関又は団体による認定資格ないしそれと同等の能力を有していること。
臨地講師	(1) 各関連領域の経験が10年以上であって、かつ実習指導者として経験を有する者またはこれに準ずる者 (2) 各専門領域について優れた知識及び経験を有し、かつ教育に熱意を有する者 (3) 3年課程以上の教育機関における教育経験がある者若しくはこれに準ずる能力があると認められる者 (4) 実習等協力機関において常勤である者

2 前項の授与条件について審査するため、臨地教授等候補者に対し、経歴が確認できる書類の提出を求めることができる。

(職務)

第6条 臨地教授等は、所属する実習等協力機関において、臨地実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨地実習指導等は、本学と実習等協力機関との間で作成されたカリキュラムに従い行うものとする。

(称号を授与する期間)

第7条 臨地教授等の称号を授与する期間は、臨地実習指導等に協力する間で、当該年度末までとする。

(通知)

第8条 臨地教授等の称号の授与は、別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨地教授等の称号の授与に関し必要な事項については、別に学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

通 知 書

氏 名	現職名
<p>香川県立保健医療大学臨地 の称号を授与する</p> <p>期間は 年 月 日までとする</p>	
<p>年 月 日</p> <p>香川県立保健医療大学長</p>	